

浦安市規則第74号

浦安市簡易保育所通園児補助金交付規則の一部を改正する規則

浦安市簡易保育所通園児補助金交付規則（平成23年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「した施設であつて」を「し、かつ」に、「と市長が認める施設」を「施設として市長の認定を受けたもの」に改める。

第12条を第16条とし、第11条を第15条とし、第10条を第14条とする。

第9条中「7月、10月、1月及び4月」を「8月、11月、2月及び5月」に、「前月」を「前々月」に改め、同条を第13条とする。

第8条各号列記以外の部分中「別記第5号様式」を「別記第11号様式」に改め、同条を第12条とする。

第7条各号列記以外の部分中「別記第4号様式」を「別記第10号様式」に改め、同条を第11条とする。

第6条の見出しを「（交付の決定等）」に改め、同条中「別記第2号様式」を「別記第8号様式」に、「別記第3号様式」を「別記第9号様式」に改め、同条を第10条とする。

第5条の見出しを「（交付の申請）」に改め、同条中「別記第1号様式」を「別記第7号様式」に改め、同条を第9条とする。

第4条の次に次の4条を加える。

（簡易保育所の認定の申請）

第5条 法第59条の2第1項の規定による届出をした施設の事業者は、その設置する施設が第2条第3号に規定する要件を満たすことについて市長の認定を受けようとするときは、浦安市簡易保育所認定申請書（別記第1号様式）に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（簡易保育所の認定）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、認定の可否を決定し、その結果を浦安市簡易保育所認定決定通知書（別記第2号様式）又は浦安市簡易保育所認定申請却下通知書（別記第3号様式）に

より、当該申請を行った事業者に通知するものとする。

(簡易保育所の認定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、簡易保育所の認定を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定により認定を受けた事業者（以下「簡易保育所認定事業者」という。）が偽りその他不正の手段により同条に規定する簡易保育所の認定を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 簡易保育所が第2条第3号に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 認定の取消しをしようとする簡易保育所認定事業者が、浦安市簡易保育所認定取消届出書（別記第4号様式）により市長に届け出たとき。

2 市長は、前項の規定により簡易保育所の認定を取り消したときは、浦安市簡易保育所認定取消通知書（別記第5号様式）により簡易保育所認定事業者に通知するものとする。

(簡易保育所の認定の変更)

第8条 簡易保育所認定事業者が、当該認定に係る事項を変更しようとするときは、速やかに浦安市簡易保育所認定事項変更届出書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

別記第5号様式を別記第11号様式とし、別記第1号様式から第4号様式までを6様式ずつ繰り下げ、別記第7号様式の前に次の別記様式を加える。

別 記

第 1 号様式（第 5 条）

浦安市簡易保育所認定申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号
（法人にあつては、法人の所在地、名称及び代表者氏名）

簡易保育所としての認定を受けたいので、浦安市簡易保育所通園児補助金
交付規則第 5 条の規定により、次のとおり必要な書類を添えて申請します。

1 設置者・施設に関する事項

設置者の氏名又は名称	
設置者の住所 又は所在地	〒 電話番号： メールアドレス：
代表者氏名	氏名： 職名：
施設の種 類	<input type="checkbox"/> 児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項の規定による届出対象施設
施設 の 名 称	
施設 の 所 在 地 等	〒 電話番号： メールアドレス：
施設 の 管 理 者 氏 名	氏名： 職名：
施設 の 事 業 開 始 年 月 日	

2 運営に関する事項（当該年度の初日時点の数値を記載すること。）

開園曜日	<input type="checkbox"/> 日曜日 <input type="checkbox"/> 月曜日 <input type="checkbox"/> 火曜日 <input type="checkbox"/> 水曜日						
	<input type="checkbox"/> 木曜日 <input type="checkbox"/> 金曜日 <input type="checkbox"/> 土曜日 <input type="checkbox"/> 祝日						
長期の 休園期間と 休園内容 ※1	<input type="checkbox"/> 月 日～ 月 日（ ）						
	<input type="checkbox"/> 月 日～ 月 日（ ）						
	<input type="checkbox"/> 月 日～ 月 日（ ）						
保育時間 ※2	平日	: ~ :					
	土曜日	: ~ :					
	日曜日	: ~ :					
	祝日	: ~ :					
	時間外	: ~ :					
定員数	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計
	人	人	人	人	人	人	人

※1 長期の休園状況には、1週間程度の休園がある場合に記入してください。

月15日以上休園がある場合は、簡易保育所対象外施設となります。

※2 保育時間は1日当たり10時間以上が対象施設となります。

保育時間には、バスの通園時間を含まないでください。

3 保育料等（4月1日時点の数値を記載すること。）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
保育料※ (月額)	円	円	円	円	円	円
時間外保育料	円			入園料	円	
送迎バス	円			その他諸経費	円	

※ 保育料には、バス代等を除く基本料金を記入してください。

第2号様式（第6条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市簡易保育所認定決定通知書

年 月 日付けで申請のあった簡易保育所の認定について、浦安市簡易保育所通園児補助金交付規則第6条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

設置者の氏名又は名称	
設置者の住所又は所在地	
代表者氏名	
施設の名称	
認定期間	
備考	

第3号様式（第6条）

第 年 月 日
号

様

浦安市長



浦安市簡易保育所認定申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった簡易保育所の認定について、浦安市簡易保育所通園児補助金交付規則第6条の規定により、次の理由により却下したので、通知します。

設置者の氏名又は名称	
設置者の住所又は所在地	
代表者氏名	
施設の名称	
却下の理由	
備考	

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第7条第1項第3号）

浦安市簡易保育所認定取消届出書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所

届出者 氏 名

電話番号

（法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者氏名）

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった簡易保育所の認定について、次のとおり取り消したいので、浦安市簡易保育所通園児補助金交付規則第7条第1項第3号の規定により、届け出ます。

設置者の氏名又は名称	
設置者の住所又は所在地	
代 表 者 氏 名	
施 設 の 名 称	
取 消 希 望 年 月 日	
取 消 し の 理 由	

第5号様式（第7条第2項）

第 年 月 日 号

様

浦安市長



浦安市簡易保育所認定取消通知書

年 月 日付け 第 号をもって決定のあった簡易保育所の認定について、浦安市簡易保育所通園児補助金交付規則第7条第1項の規定により次のとおり認定を取り消したので、通知します。

設置者の氏名又は名称	
設置者の住所又は所在地	
代表者氏名	
施設の名称	
取消しの理由	
備考	

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 6 号様式（第 8 条）

浦安市簡易保育所認定事項変更届出書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住 所

届出者 氏 名

電話番号

（法人にあつては、法人の所在地、名称及び代表者氏名）

年 月 日付け 第 号をもって決定のあつた簡易保育所認定申請に係る申請事項について、次のとおり変更するので、浦安市簡易保育所通園児補助金交付規則第 8 条の規定により、届け出ます。

設置者の氏名又は名称	
設置者の住所又は所在地	
代 表 者 氏 名	
施 設 の 名 称	
変 更 年 月 日	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(簡易保育所の認定の申請等の特例措置)

2 改正後の浦安市簡易保育所通園児補助金交付規則に基づく簡易保育所の認定の申請その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。